

その他報告事項について

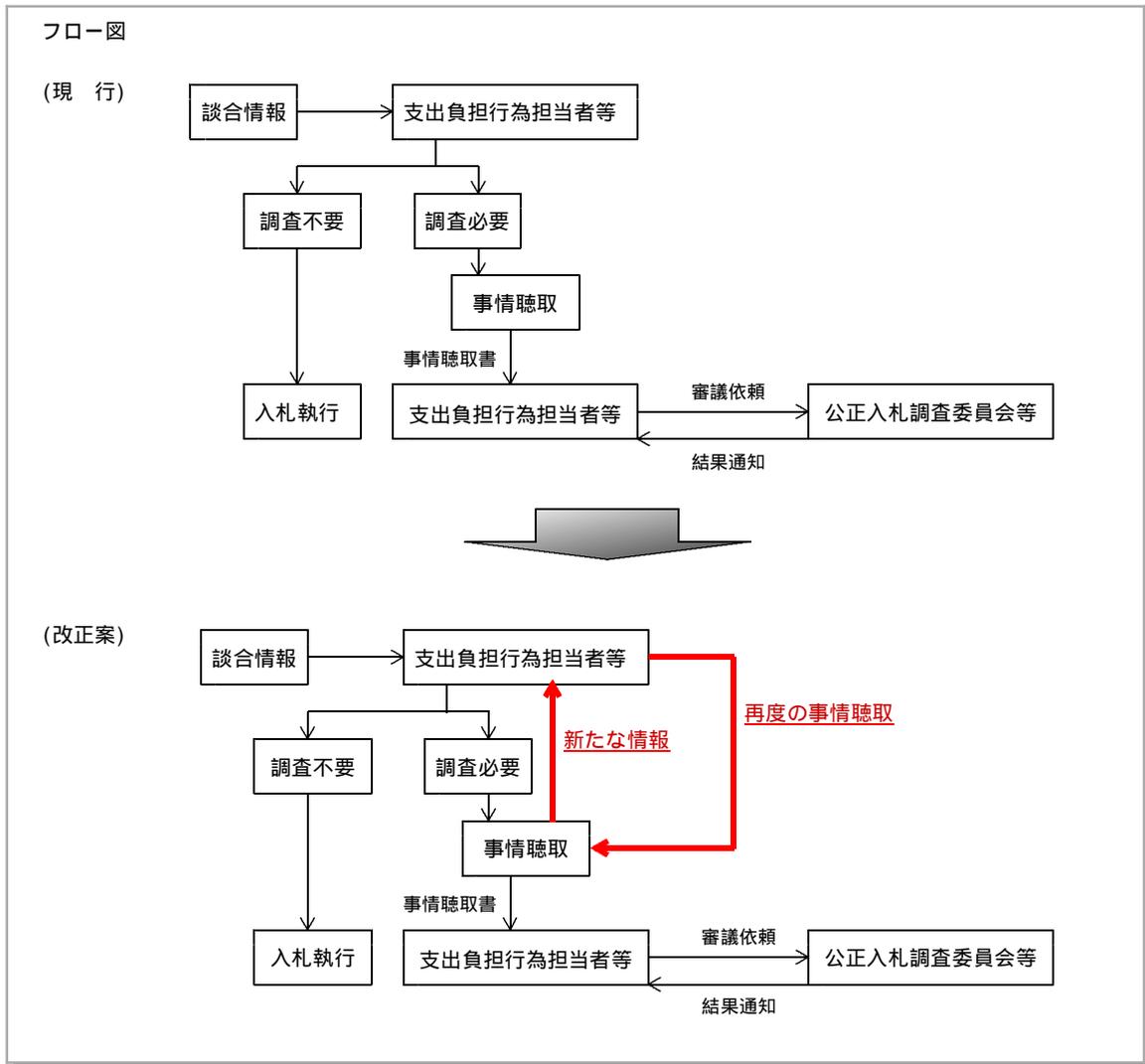
談合情報対応手続の一部改正について

1 改正理由

平成25年度第1回北海道入札監視委員会の審議において、談合情報対応手続に係る次の事項の検討について意見が付されたことから、より談合抑止効果が働くよう、談合情報対応手続の見直しを行う。

2 改正概要

事情聴取において、新たな情報が得られた場合における再度の事情聴取について
・支出負担行為担当者等における再度の事情聴取を実施できることとする。



3 改正の時期

平成25年度内
(第3回北海道入札監視委員会(2月5日開催)にて報告後、公正取引委員会と協議の上改正)